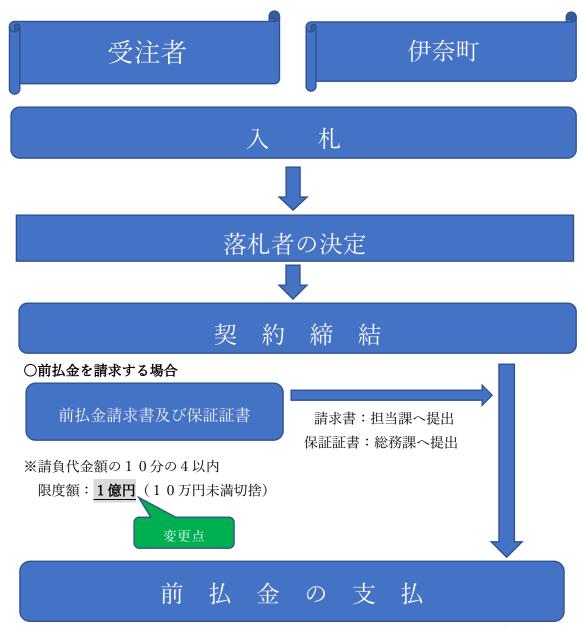
## ○前金払のフローチャート



※14日以内

## ○注意点:部分払が認められている工事の場合

部分払または、中間前払金の選択が可能です。その場合は契約締結前に「**中間前金払と部 分払の選択について」(第2号様式)**を総務課へ提出してください。

- ※部分払の適用については告示文で確認。
- ※請負代金額500万円以上、工期3か月以上の工事が対象
- ※町では通常の工事において、部分払の設定はありません。

## ≪中間前金払をするには≫

## ○条 件

- ・請負代金額が500万円以上かつ、工期が3か月以上であること。
- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事 に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するもの(出来 高が50%以上)であること。

